

○厚生労働省告示第四百八十一号

児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（中略）

第六 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九号ヲ中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の前に「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）又は」を加え、「又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付」を削る。

（中略）

第八 次に掲げる告示の規定中「第六条の二」を「第六条の二の二」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

- 一 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第五の七の(1)のイ、第九の十二の(2)のイ及び別表第五の三の三の(2)
- 二 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第九の三の(1)のイ

（以下略）